

総社市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第4号

総社市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

総社市指定給水装置工事事業者規程（平成17年総社市水道事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（主任技術者の選任等） 第12条 略 2及び3 略 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に<u>2以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなる場合には、当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認</u>しなければならない。</p>	<p>（主任技術者の選任等） 第12条 略 2及び3 略 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、<u>1の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならぬ。ただし、1の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。</u></p>

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。